

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第 27 号

（所 管）学校管理部 学務課

件 名	市長からの意見聴取（堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例等の一部を改正する条例）について
提 案 理 由	<p>堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例等の一部を改正する条例を令和 5 年第 4 回市議会（定例会）に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められたものである。</p> <p>本件については、教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、令和 5 年 8 月 15 日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の趣旨</p> <p>こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 76 号）の施行に伴い、規定の整備を行うものであること。</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日</p>
備 考	<p>改正する条例のうち教育委員会の所管に係るものは、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">・堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。<input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。<input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、異議がないものとして回答済である。）

報告第 27 号

市長からの意見聴取（堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例等の一部を改正する条例）について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められた、次の案件のうち、教育委員会の所管に係る部分については、異議がないものとして、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 8 月 15 日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和 5 年 8 月 18 日
堺市教育委員会
教育長 栗井 明彦

堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する 条例等の一部を改正する条例

(堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例の一部改正)

第1条 堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例（昭和26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表堺市立幼稚園保育料の項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(堺市立こどもリハビリテーションセンター条例の一部改正)

第2条 堺市立こどもリハビリテーションセンター条例（平成5年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号及び同条第2項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第3項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(堺市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第3条 堺市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正)

第4条 堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第87条」を「第82条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する 条例の一部を改正する条例

堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例（昭和26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表堺市立幼稚園保育料の項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例（昭和26年条例第1号）新旧対照表（第1条関係）

現行		改正後（案）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種別	金額	種別	金額
（略）		（略）	
堺市立幼稚園保育料	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号の政令で定める額を基準として、同法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額	堺市立幼稚園保育料	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号の政令で定める額を基準として、同法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額